平成18年(2006年)11月22日

各 公 立 高 等 学 校 長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長 県立盲・聾・各養護学校長

学校安全・体育課児童生徒支援班

学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における 児童生徒の安全の確保について

学校や教育委員会は、学校生活において、児童生徒の生命や健康等を危険から守ることが求められています。

このことに関連した判例上の「安全配慮義務」などについて、別添の内容について文部 科学省から周知依頼がありました。

つきましては、児童生徒の安全確保について、適切な対応がなされるよう配意願います。

事 務 連 絡 平成18年11月21日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 御中 各指定都市教育委員会指導事務主管課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

学校における教育活動及びこれに密接に関連する 生活関係における児童生徒の安全の確保について

学校や教育委員会は、学校生活において、児童生徒の生命や健康等を危険から守ること が求められています。

このことに関連した判例上の「安全配慮義務」などについて、別添のようにご連絡致しますので、都道府県・指定都市教育委員会にあっては学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

学校における教育活動及びこれに密接に関連する 生活関係における児童生徒の安全の確保について

学校や教育委員会は、学校生活において、児童生徒の生命や健康等を危険から守ることが求められています。現在、いじめ・自殺の事件の発生が続き、大きな社会問題となっていますが、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めて児童生徒の生命や健康等を危険から守ることの重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応することが必要です。

本年 10 月 31 日、「いじめ(不登校、引きこもり、自殺)被害者の会」より、文部 科学大臣宛の「申し入れ書」を受領いたしました。「申し入れ書」においては、子供た ちが安心して学べ、安全な学校生活を送るために、「安全配慮義務」を守るべきことが 申し入れられています。

「安全配慮義務」につきましては、添付の資料にありますように、判例において、「学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある」などとされています。

先般発出した「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」(平成 18 年 10 月 19 日文部科学省初等中等教育局長)においても、いじめの兆候をいち早く把握し、児童生徒をいじめの危害から守るため、各都道府県・指定都市教育委員会教育長等に対し、下記の事項等について総点検を行い、徹底を図るようお願いしています。

- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、 児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席 停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。
- ・ いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を 日頃から示すことが重要であること。
- ・ 日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ・ スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、 児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備するこ と。

自殺の原因がいじめであるとして安全配慮義務違反が争われた事案

(東京高裁平成14年1月31日判決、確定)

【事案概要】

公立中学校2年生の生徒の自殺に関し、自殺の原因がいじめといじめに対し教員が必要な措置を取らなかったことにあるとして、安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求がされた事件。裁判所は、いじめ行為の継続を把握していた担任教諭がより強力な指導監督措置を講ずるべきであったこと、極めて悪質、陰湿ないじめ行為について家庭への連絡措置を怠ったこと等に対し、安全配慮義務違反があるとして、町及び県に損害賠償責任を認めた。

【判旨抜粋】

「公立中学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある。」

「担任教諭としては、トラブルが発生した都度、当該トラブルに関与した者を呼び、事情を聞き、注意するという従前の指導教育方法のみではその後のトラブルの発生を防止できないことを認識し、(被害生徒)及び本件いじめ行為に関与していた控訴人生徒らに対する継続的な行動観察、指導をし、被害生徒及び加害生徒の家庭と連絡を密にし、さらには、学校全体に対しても組織的対応を求めることを含めた指導監督措置をとるべきであったというべきである。」

「(担任)教諭は、いじめ行為が継続的に行われていることを前提としては何らの継続的指導監督措置を講じないまま本件いじめ行為の継続を阻止できず、本件自殺に至ったのであるから、(被害生徒)に対する安全配慮義務を怠ったと認めるべきことは明らかである。また、マーガリン事件は、極めて悪質、陰湿ないじめ行為であり、これにより(被害生徒)が多大な精神的打撃を受けたもので、(担任)教諭においてもこのことを当然に了知していたと認められる(中略)のにかかわらず、(担任)教諭は、マーガリン事件を被控訴人(被害保護者)らに報告しなかったが、従前は必要に応じて(被害生徒)の帰宅前に家庭への連絡をしていたのであるから、このことも家庭への連絡措置を怠ったものとして、安全配慮義務違反を構成するものと認められる。」

「(担任) 教諭において本件いじめ行為が複数回にわたり行われ、これに対するその都度の注意、指導が功を奏しなかった段階で、前記の継続的指導監督措置を講じていれば、その後の本件いじめ行為の続発を阻止することができ、(被害生徒)において本件自殺に至らなかったであろうといえるから、(担任) 教諭の安全配慮義務違反と本件自殺との間には因果関係(相当因果関係)がある。」

いじめにより登校拒否に至ったとして安全配慮義務違反が争われた事案

(東京地裁八王子支部平成3年9月26日判決、確定)

【事案概要】

中学三年の生徒が「いじめ」により自律神経失調症にかかり、登校拒否に至った として、安全配慮義務違反に基づいた損害賠償を求めた事件。裁判所は、学校設置 者の安全配慮義務を認めながらも、学校側の当時の対応に手落ちがあるとは認めら れないなどとして、安全配慮義務違反を否定した。

【判旨抜粋】

「学校設置者は心身の発達過程にある多数の生徒を継続的に監督下に置いて教育を施すのであるから、このような特別の法律関係に入った者に対し、教育活動より生じる一切の危険から生徒の生命、健康等を保護すべき義務を信義則上負うのが当然である。」

「教諭や教育委員などの学校教育の任に当たる者は、被告の補助者としてその職務権限内において、生徒の心身の発達状態に応じ、具体的な状況下で、生徒の行為として通常予想される範囲内において、他生徒にいじめなどの害を与える生徒に対する指導監督義務を尽くして加害行為を防止し、(原告)を含むすべての生徒に安全に相当な教育を受けさせるべき、いわゆる安全配慮義務があるというべきである。」

「安全配慮義務ないし安全確保義務違反があるというためには、<u>その措置をとれば容易に生徒の生命及び健康等の被害の発生を防止することができ、しかもそうしなければ右結果の発生を防止できず、かつ、教育機関において危険の切迫を知り、</u>又は知り得べき状況にあったことが必要というべきである。」